

# 継続的能力開発制度規則

制定施行 平成 28 年 4 月 1 日

改定施行 平成 29 年 6 月 21 日

年金数理人の資格を得ることは、年金数理人として業務を行う上での第一歩に過ぎない。

年金数理人が専門的職能人として業務を遂行していくためには、身につけた知識及び能力を維持し向上させるとともに、法改正を含む環境の変化にも適切に対応していくことが必要であり、そのような取組みを継続的に行うことによって社会の期待に応えることが可能となる。

そこで、定款第 4 条第 1 項第 5 号に定める事業として、年金数理人の自己研鑽を支援する仕組みである継続的能力開発（Continuing Professional Development）制度を創設することとした。

## （目的）

第 1 条 この規則は、公益社団法人日本年金数理人会（以下「本会」という。）の継続的能力開発制度（以下「CPD 制度」という。）に関し必要な事項を定める。

## （対象期間）

第 2 条 CPD 制度の対象期間（以下「対象期間」という。）は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する期間とする。

## （対象者）

第 3 条 各対象期間における CPD 制度の対象者（以下「対象者」という。）は、当該対象期間の開始日において正会員である者とする。

2 前項の規定にかかわらず、年金数理人である名誉会員又は特定会員、若しくは対象期間の開始日後に正会員となった者は、本会に申し出ることにより対象者となることができる。

3 前項の申し出は、対象期間終了後に本会に第 6 条第 2 項の報告を行うことによる。

## （対象となる能力開発）

第 4 条 CPD 制度の対象となる能力開発は、次の各号に定めるものとする。

(1) 次に掲げる本会が実施又は指定する研修会等（以下「1号CPD」という。）

- イ 実務研修会
- ロ 一般研修会
- ハ 特別講演会
- ニ 年金数理自主研究会（成果発表会に限る）
- ホ eラーニング
- ヘ その他、本会が指定する研修会等

(2) 次に掲げる職業専門性に関する研修等（以下「2号CPD」という。）

イ 本会が実施する職業専門性に関する継続研修

ロ 本会が実施する職業専門性研修会

ハ イ又はロに掲げる研修等と同等のものとして本会が指定する研修会等

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象者自らが年金数理人としての資質及び能力の維持向上に資するものとして妥当と判断した能力開発であって、当該能力開発を実施したことの証跡（以下「履修証跡」という。）があるもの（以下「3号CPD」という。）

2 前項に定める能力開発のCPD制度における取扱いは、付表に定めるとおりとする。

（履修時間）

第5条 対象者が前条に定める能力開発を実施した場合のCPD制度において計上される時間（以下「履修時間」という。）は、別に定めがあるものを除き、実際に能力開発を実施した時間とする。

（履修結果の記録と報告）

第6条 対象者は、第4条第1項に定める能力開発を実施したときは、その能力開発の種類及び履修時間を記録（記録したものを以下「履修記録」という。）するとともに、履修証跡を必要とする能力開発の場合には履修証跡を確保しておくものとする。

2 対象者は、対象期間において実施した能力開発の履修時間を集計し、本会の定める様式により対象期間が終了した日の直後の4月20日までに本会に報告するものとする。

3 対象者は、履修証跡を対象期間の終了日の翌日から2年を経過する日まで保管するものとする。

（履修目標達成者の公表）

第7条 本会は、対象者からなされた前条第2項の報告の内容が本会の定める履修目標を達成していると認められる場合には、履修目標を達成した者として当該対象者の氏名及び年金数理人番号を公表する。

2 前項の公表は、対象期間の終了日の翌日から2月を経過した日までに本会のウェブサイトに掲載することによって行うものとし、掲載期間は1年間とする。

（履修目標）

第8条 前条第1項に規定する履修目標は、各対象期間において次のすべての条件を満たすこととする。

(1) 1号CPD、2号CPD及び3号CPDの履修時間を合計した時間が15時間以上であること

(2) 1号CPDの履修時間が7.5時間以上であること

(3) 2号CPDのいずれか1つを受講していること

(モニタリング)

- 第 9 条 本会は、第 7 条に定める公表の対象となった者の中から一定割合を無作為で抽出し、第 6 条第 2 項に定める報告の内容の適正性の確認（以下「モニタリング」という。）を行う。
- 2 前項に規定する一定割合は 3 %以上とする。
  - 3 本会は、第 1 項に定めるモニタリングの他に、第 7 条に定める公表の対象となった者の中から追加で選定してモニタリングを実施することができる。
  - 4 本会は、モニタリングの対象となった者から履修証跡の提出を求める。
  - 5 本会は、モニタリングの対象となった者に対し、当該対象者が行った第 6 条第 2 項に定める報告の内容の詳細について聴取を行うことができる。
  - 6 本会は、モニタリングの結果、前条に定める履修目標に達していないことが判明した場合には、その者の氏名及び年金数理人番号の公表を速やかに中止する。
  - 7 本会は、モニタリングの対象となった者が誠実に対応しないこと等により前条に定める履修目標の達成を確認することができない場合には、その者の氏名及び年金数理人番号の公表を中止することがある。

(意図的な不正報告)

- 第 10 条 本会は、対象者が行った第 6 条第 2 項に定める報告の内容に意図的な不正があることを認めた場合には、定款第 9 条の定めにより、当該対象者を懲戒することがある。

(所掌する委員会)

- 第 11 条 この規則は、教育・研修委員会が所掌する。

(改廃)

- 第 12 条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

(実施細則)

- 第 13 条 この規則の実施に必要な事項は、理事会の決議により定めることができる。

付表

			対象となる能力開発	位置づけ	保管すべき出席・参加の証跡(例示)	履修目標
履 修 区 分	1 号 C P D	イ	実務研修会	本会主催	不要	7. 5時間以上
		ロ	一般研修会	本会主催	不要	
		ハ	特別講演会	本会主催	不要	
		ニ	年金数理自主研究会(成果発表会に限る)	本会主催	不要	
		ホ	eラーニング	本会主催	受講メモ(500字以上)	
		ヘ	その他、本会が指定する研修会等	本会指定	(その都度定める)	
2 号 C P D	イ ロ ハ	イ	職業専門性に関する継続研修 ※1	本会主催	不要	いずれかを受講していること
		ロ	職業専門性研修会	本会主催	不要	
		ハ	上記イ又はロと同等のものとして本会が指定する研修会等 ※2	本会指定	受講修了証等	
3 号 C P D	(例 示)	イ	本会以外の団体が主催する研修会またはセミナー等への出席	本人判断	出席状況表(※3)又は受講メモ(500字以上)	-
		ロ	論文又は書籍の執筆	本人判断	論文が掲載されている出版物又は執筆した書籍	
		ハ	理事会又は委員会での活動(本会以外の団体の委員会等での活動を含む)	本人判断	議事録又は活動による成果物	
1号～3号のすべてのCPD						15時間以上

【履修時間の計算方法】

- ・各能力開発の履修時間は、原則として、実際に能力開発を実施した時間とする。研修会等で遅刻や早退をした場合には、受講していない時間を考慮しなければならない。
- ・eラーニング受講の場合、繰り返し受講した場合であっても受講したコンテンツの時間を限度とし、1コンテンツあたり90分を上限とする。
- ・主催団体に関わらず講師として研修会等に参加する場合の履修時間は、受講者としての履修時間(講義時間)の2倍とする。ただし、本会以外の団体が主催する研修会等の場合には、講師として参加したことがわかる資料(プログラム等)を証跡として確保する必要がある。
- ・論文又は書籍を執筆した場合は、成果物の文字数により1,000字につき1時間として、履修時間を計算する。

※1 海外勤務や傷病による長期入院等のため研修への出席が困難である対象者が申し出た場合に限りeラーニングによる受講を認めることがある。この場合には、証跡として受講メモが必要となる。

※2 2号CPDのイ又はロと同等と認められる研修を本会が指定する。公益社団法人日本アクチュアリー会において受講修了が正会員要件となっている同会主催のプロフェッショナルリズム研修(初期教育)はこれに該当する。

※3 主催団体が発行する研修会等の出席状況がわかる資料等を指す。